

令和2年4月13日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会 長 木下 勝之

「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特定不妊治療における年齢要件緩和」に  
対する周知依頼について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より周知依頼がありました。

今回の、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて（資料1）は、令和2年4月7日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出、日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の三学会の見解が発表されたことを背景に、今後、特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期等を余儀なくされることが想定されます。

そこで、「不妊に悩む方への特定治療支援事業について」（資料2）、令和2年度につきましては下記の通り取り扱うことになりました（資料3）。

1. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の**対象者**

現行では、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満とされていますが、上記理由で治療を延期した場合には、この妻の年齢要件を43歳未満から44歳未満に緩和します。

2. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の**通算助成回数**

現行では、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回とされていますが、上記理由で治療を延期した場合には、この妻の年齢要件を40歳未満から41歳未満に緩和します。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課は、これらの対策を実施するために、本取扱いにつきまして4月9日付で自治体宛に発出しています。

日本産婦人科医会では、不妊に悩む方への取り組みを通じて、少子化対策における医療貢献をしていきたいと考えていますが、都道府県産婦人科医会会長の先生方におかれましては、今回の時限的取扱いについて、会員の先生方に周知をお願い致しますとともに、各地域での生殖医療の取り組みになお一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

**【通知等一覧】**

(資料1) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて

(令和2年4月9日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)

(資料2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

(令和2年4月9日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)

(資料3) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療助成における対応

(令和2年4月9日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)